

午後1時43分再開

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

2の請願審査に入ります。

請願31-1、辺野古新基地工事の即時中止と沖縄県民の民意を尊重した誠実な協議に関する請願書の審査です。

本日は、確認いたしましたが、執行機関側で説明者というのは該当する方はおられませんでしたので、出席しておりません。

続いて、紹介議員から説明は何かございますか。

○木村副委員長 では、いいですか。

○林委員長 木村副委員長。

○木村副委員長 紹介議員のほうからも、請願者とかこういう懇談の場を委員会として設けていただいて、まず感謝したいと思います。

それで、請願者のほうから請願事項と理由についてご説明がありました。で、請願理由については、一つは沖縄の民意、新基地は要らないというのが沖縄の民意であること。それから二つ目には、辺野古基地そのものが大変危険な基地であり、ここが固執している限り普天間そのものも返ってこないというお話でした。そして三つ目が、国際公約に照らしても大変な環境破壊につながる。そういう内容から中止と、それから普天間基地運用停止手続を進めるなどの要請を求める意見書の提出をというお話でございました。

私のほうからは、それに加えて、やはり地方自治の立場から、やはり今、議会が声を上げるときだろうというふうに思っております。戦前、地方自治はありませんでした。地方制度だったわけですね。その地方団体が国民を戦争に動員すると、そういう役割を果たしたわけです。で、その反省と教訓を踏まえて、今の憲法ができ、そして憲法と同時施行として地方自治法が同時に施行されたわけですね。この地方自治法で初めて地方自治が明記されて、そして戦争を阻止する民主的措置の一環として位置づけられたわけでありまして。ですから、今、圧倒的民意が新基地ノーと県民の皆さんが表明しているわけで、その地方自治を守っていく、住民自治を守り通していくというのが、やはりこれは全ての自治体にも課せられている、地方議会に課せられている責務じゃないかというふうに判断をしたところであります。

そういった意味では、この問題はまさに沖縄の問題じゃなく、日本全体の問題ということで真剣に考えて、県民の意思を私たちの声として国に突きつけるということが大事だろうというふうに判断をして紹介議員をさせていただきました。ぜひ請願者の意思を酌み取って、その意向にかなうような形で委員会として集約していただければ幸いです。

以上です。

○林委員長 はい。ということで、質疑のほうなんですけれども、先ほど確認しましたとおり、執行機関側はございませんので、紹介議員の方に何か確認したい点等々、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 なしで。

そうしますと、次、取り扱いになるわけなんですけれども、取り扱いはどのような形を。大変理事者もない状況ですし、重たいお話を懇談会で資料とともにお聞きしまして、（発

言する者あり）継続。（「継続」と呼ぶ者あり）継続で、いい。継続審査——えっ、何か。それ以外に考え方。

小枝委員。

○小枝委員 最近、お隣の、隣区で、中身は違うんですけども、夫婦別姓にかかわる陳情というのがあって。あ、請願ですね。で、その請願について、内容を少し精査した上で一致するような方法をとったということがありました。つい先週の出来事です。

少しこれ、請願者のほうからも言われたように、政党間の問題ではなく、もう少しデリケートな問題を含んでいると思いますので、そういったどういうレベルであれば一致した中身が編み出せるのかということを知恵を出すという意味では、ここで取り扱いを決めてしまうのではなくて、そういった知恵出しをする時間があつたらどうかと思います。

○林委員長 取り扱いを含めて継続というご意見もあるんですけども、いかがいたしましょうか。それでよろしければ。

○小枝委員 継続で。なってもいいの。どうですか。

○木村副委員長 はい。紹介議員さんはそこまで権限がないからね。

○林委員長 紹介議員はなかなか……

○木村副委員長 一応採択に向けて、それで……。〔発言する者あり〕

○林委員長 うん。含めて、ちょっと継続の取り扱いで限られた時間なものですから。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 それでは、請願31-1、辺野古新基地工事の即時中止と沖縄県民の民意を尊重した誠実な協議に関する請願書につきましては、継続審査の取り扱いをさせていただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。